

# 令和5年11月9日 環境委員会追加資料

## 2 所管事務の調査（報告）

### （2）川崎市堤根余熱利用市民施設整備事業の取組について

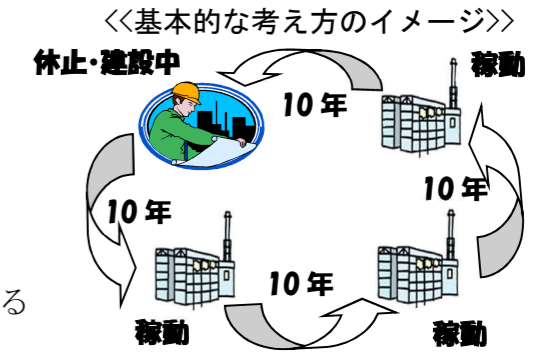
追加資料 堤根処理センターの整備について

環 境 局

本市では、削減したごみ焼却量に応じた、安定的かつ効率的な廃棄物処理を目指し、「今後のごみ焼却処理施設の整備方針(平成23年度策定)」を基に、平成27年度から3処理センター体制へ移行しており、現在建替工事中の橋処理センターが完成した後、老朽化が著しい堤根処理センターの建替工事を実施します。

【整備方針に関する基本的な考え方】

- ◎1つの処理センターについて長寿命化を図りながら稼働30年とし、さらに建替に関する調査・解体・建設に10年、全体で約40年のサイクルとする
- ◎現在の4つの敷地を有効活用し、市全体で通常、3つの処理センターを稼働し、1つの処理センターを休止・建設中とする3処理センター体制を構築する



1 堤根処理センターの整備概要

項目	整備の概要
事業計画地 (現在と同じ)	・川崎市川崎区堤根52番 ・川崎市幸区柳町74番3
区域面積	・約26,000m <sup>2</sup> (準工業地域)
ごみ処理能力及び系列数	・540t/日 【既存】・600t/日 ・3系列 ・2系列 (180t/日×3系列) (300t/日×2系列)
余熱利用計画	・高効率発電 ・ヨネッティー堤根への余熱供給
公害防止計画	排出ガスについては、法令規制値に上乗せした自主基準値を設定 【参考】 ・ばいじん : 法規制値の1/5 以下 ・硫黄酸化物 : 法規制値の1/50 以下 ・塩化水素 : 法規制値の1/53 以下 ・窒素酸化物 : 法規制値の1/10 以下 ・ダイオキシン類 : 法規制値の1/12 以下 その他の項目については法令規制値を遵守
ごみ処理施設の処理方式	・ごみ焼却施設ストーカ式

2 環境配慮計画書手続の実施

堤根処理センター整備事業は、「川崎市環境影響評価に関する条例」に規定する「第一種行為」に該当するため、事業計画の検討段階で実行可能な複数案を提示し、市民等からの意見を聴くため、環境配慮計画書手続を実施します。

計画案	複数案	
	A案	B案
項目		
施設配置	現況と類似した配置	現況から反時計回りに90°回転した配置
煙突高さ	A-①案 100m B-②案 130m	A-①案 100m B-②案 130m



《現在の堤根処理センター》

【環境配慮計画書の手続スケジュール】

- 環境配慮計画書 縦覧 (予定) 平成31年2月28日から3月29日の30日間
  - 説明会 開催日時 (予定)
    - 第1回 平成31年3月8日(金) 18:30~20:00
    - 第2回 平成31年3月10日(日) 10:00~11:30
- 会場 第4庁舎2階ホール

3 ヨネッティー堤根の今後の整備方針

堤根処理センターに隣接する余熱利用施設であるヨネッティー堤根については、老朽化が著しく、処理センターの建替に併せ、休館して整備を行います。整備にあたっては、地域住民への影響が大きいことを踏まえ、今後の整備方針を次のとおりとします。

**ヨネッティー堤根 今後の整備方針**

- 余熱利用施設(温水プール)の継続  
新しい余熱利用施設は温水プールを整備
- 余熱停止期間中の運営継続  
処理センター建替中も補助ボイラを設置し運営を継続



《現在のヨネッティー堤根》

なお、整備手法は民間活用を含め幅広い視点を持って、次のとおり検討します。

- プール事業のほかに民間事業者の提案による収益事業付加の可能性
- 整備・運営を一体で民間事業者が行うことによる事業全体の費用対効果向上の可能性

4 整備スケジュール

- 堤根処理センター：平成34年度末に休止し、平成35年度から解体撤去・建設工事を実施
- ヨネッティー堤根：平成34年度末に休館し、平成35年度から整備工事・早期の運営再開

年度(平成)	2018(30)	2019(31)	2020(32)	2021(33)	2022(34)	2023(35)	=	2032(44)	2033(45)
橋処理センター整備事業	解体撤去・建設工事					●稼働(予定)			
堤根処理センター整備事業	環境影響評価手続、計画、設計等					解体撤去・建設工事		●稼働(予定)	
	既存堤根処理センター					●休止			
ヨネッティー堤根整備	調査・事業手法等検討		発注準備等			整備工事	●稼働(予定)	運営再開、補助ボイラ運転	余熱供給再開(予定)
	既存ヨネッティー堤根					●休館			